

確認申請等手数料一覧

(1) 建築確認申請・検査関係手数料

(単位：円)

建築物の申請床面積 ＜建築設備、工作物＞	確認申請 計画通知		中間検査申請 特定工程終了通知	完了検査申請 工事完了通知		中間検査等が必要な場合
	(特例あり)	(特例なし)	(特例なし)	(特例あり)	(特例なし)	(特例なし)
30㎡ 以内	8,000	12,000	19,000	18,000	27,000	25,000
30㎡ 超え ～ 100㎡ 以内	13,000	20,000	23,000	21,000	31,000	29,000
100㎡ 超え ～ 200㎡ 以内	20,000	30,000	31,000	27,000	40,000	37,000
200㎡ 超え ～ 300㎡ 以内	-	35,000	35,000	-	45,000	42,000
300㎡ 超え ～ 500㎡ 以内	-	43,000	39,000	-	47,000	44,000
500㎡ 超え ～ 1,000㎡ 以内	-	48,000	50,000	-	55,000	53,000
1,000㎡ 超え ～ 2,000㎡ 以内	-	68,000	67,000	-	75,000	69,000
2,000㎡ 超え ～ 10,000㎡ 以内	-	199,000	146,000	-	169,000	155,000
10,000㎡ 超え ～ 50,000㎡ 以内	-	327,000	227,000	-	264,000	247,000
50,000㎡ 超え	-	583,000	416,000	-	468,000	452,000
昇降機、建築設備	-	12,000	25,000	-	26,000	25,000
(昇降機、建築設備の計画変更)	-	7,000	-	-	-	-
工作物	-	10,000	14,000	-	14,000	14,000
(工作物の計画変更)	-	6,000	-	-	-	-

＜注意＞

- ◆ 建築確認申請・検査関係手数料は棟毎に算定します。
- ◆ 仕様規定により省エネ適合を評価する場合（仕様基準）は、上記手数料に省エネ手数料が加算されます。（※1）

※1 省エネ適合判定等手数料一覧を参照してください。

- 移転、大規模修繕又は模様替、用途変更の手数料 ⇒ その床面積の1/2で算定します。
- 計画変更の手数料 ⇒ 変更に係る床面積の1/2で算定します。
- 中間検査関係の手数料 ⇒ 検査を行う部分の床面積の合計で算定します。
- 仮設建築物の場合（※2） ⇒ 手数料の1/2を減額します。（市細則3条）

※2 1年以内の仮設建築物（法85条⑤）、1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等（法85条⑤）、被災後1年以内の自己住宅及び民法第34条に規定する公益法人が建築する住宅の場合